・　勧告年月日
　　平成21年３月27日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること（イ　内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ロ　役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること、ハ　上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること））

⑽　外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足〔金商法第43条の２第２項違反〕

○　日本インベスターズ証券株式会社は、前回検査において顧客分別金の信託不足につき指摘を受け、これに基づき業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回検査においても外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客の計算に属する金銭（以下この⑽において「解約代金等」という。）について、当社取締役副社長（当時。現代表取締役社長。）の判断により、分別管理を行わないまま業務を継続していた。

その結果、当社は、平成19年10月22日から検査基準日（同20年11月18日）までの間に57回到来した顧客分別金必要額の差替計算基準日において、解約代金等につき25回の顧客分別金必要額への未計上が認められ、顧客分別金の信託不足（５回、最高額約139百万円）を生じさせた。

・　勧告年月日
　　平成21年５月29日
・　勧告対象
　　当社及び外務員１名
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　分別管理に係る手続きの点検・整備を実施し、顧客分別金信託が適切に行われる態勢を構築すること、ロ　前回の業務改善命令と同様、再び顧客分別金の信託漏れを指摘されたことを踏まえ、根本的な原因を究明し、責任の所在を明確化すること、ハ　その上で、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実、強化を図ること、ニ　役職員の法令遵守意識を高めるよう必要な研修等を実施すること）
・　外務員処分の内容
　　代表取締役社長　職務停止１年間

⑾　当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等〔金商法第51条該当〕

○　成瀬証券株式会社において、下記のとおり、遅くとも平成10年４月から検査基準日（同20年８月27日）までの間、顧客や当社元社員に係る株券につき、当社の収益を向上させることを目的として、当該株券に係る当社に帰属しない配当金を不当な手段を用いて受領する行為等が認められた。

イ　顧客に係る株券につき配当金を不当に受領する行為等

当社は、その収益向上を目的として、保護預り株券のうち本人名義への書換え等に同意していない顧客計76名に係る株券201銘柄（数量1,042,973株）について、権利確定日の直前に当該株券がその保管先から返還されることを利用して、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券の名義を当社名義に書き換える又は当社を実質株主として報告するなどした上で、当該株券につき当社に送付されてくる当社名義の配当金支払通知書添付の払出金受領証に記載・押印するなどし、当該株券に係る顧客等に帰属すべき配当金を不当に受領した（当社が受領した金額は、少なくとも約5,897千円である。）。

ロ　当社元社員に係る株券につき配当金を不当に受領する行為等

また、当社は、その収益向上を目的として、当社元社員計６名に係る個人名義の株券７銘柄（数量1,131株）について、当該株券に係る配当金支払通知書が当社あてに郵送されてくることを利用して、当該通知書に添付されている払出金受領証に元社員の氏名を記載し、当社代表取締役印を押印するなどし、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券に係る元社員等に帰属すべき配当金を不当に受領した（当社が受領した金額は、少なくとも約53千円である。）。

当社における上記の行為は、市場仲介者として公正性・透明性が要求される証券会社の信頼を著しく失墜させる不当な手段を用いて、当社に帰属しない金銭（顧客等及び元社員等に帰属すべき配当金）を受領等していたものであり、当社においては、このような行為が要職にある者の主導により長期間にわたり継続的に行われ、また、経営者や監査部署はこれを看過してきたのであり、このような当社の内部管理態勢には重大な不備があり、行政処分によりその業務の改善を求める必要があるものと認められる。

・　勧告年月日
　　平成21年６月５日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　不当に受領した配当金について、顧客等へ返還する措置を講ずること、ロ　根本的な原因を究明し、内部管理態勢の強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること、ハ　役職員に対し、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要事項を周知徹底するとともに、研修等を実施すること、ニ　監査機能の実効性を確保すること、ホ　上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実行すること）

⑿　自己資本規制比率が120％を下回る状況〔金商法第46条の６第２項違反〕

○　株式会社ＴＯＮＫの自己資本規制比率は、平成21年３月17日現在120％を下回っている。

・　勧告年月日
　　平成21年６月26日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　①　業務停止命令
　　全ての店頭デリバティブ取引等業務の停止３か月
　　②　業務改善命令（イ　自己資本規制比率及び純財産額の改善計画を策定し、速やかに実行すること、ロ　顧客から預託を受けた保証金等の保全と区分管理を引き続き徹底すること、ハ　顧客に対して、今回の行政処分の内容を周知した上で、顧客の求めがあれば預託を受けた保証金等の返還、契約の解消を速やかに実施すること、ニ　会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、ホ　同一の理由による２度目の行政処分であることを踏まえ、投資者を保護するために必要な内部管理態勢を整備すること）
　　㈱　上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした⒀の「純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況」に係る処分を含む。

⒀　純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況〔金商法第52条第１項第３号該当〕

○　株式会社ＴＯＮＫの純財産額は、平成21年３月17日現在５千万円を下回っている。

・　勧告対象
　　当社
　　㈱　勧告年月日、行政処分の内容については、⑿の「自己資本規制比率が120％を下回る状況」を参照。